

愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会傍聴要領

1 傍聴の定員

傍聴の定員は、会議場の状況等により、会長がその都度決定します。

2 傍聴の申込方法等

- (1) 傍聴を希望する方は、会議の開催を予定する日の前日（閉庁日を除く。）の午前 11 時 30 分までに、電話、F A X 又は電子メールにより、傍聴を希望する会議の名称（愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会）、住所、氏名及び連絡先の電話番号、F A X 番号又は電子メールアドレスを事務局（自然保護課生物多様性係）まで申し出てください。
- (2) 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (3) 会議の傍聴の許可については、会議の開催を予定する日の前日までに、事務局から電話、F A X 又は電子メールにより連絡します。

3 会議場での受付及び手続

- (1) 会議場への入室は、会議開始 15 分前（部分公開の場合は、当該会議の開始予定時刻）から許可します。
- (2) 会議場への入室に当たっては、会議場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従ってください。
- (3) プラカード、のぼり等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等や会議の傍聴にふさわしくない衣服等を着用している者、その他会議場の秩序維持に支障のある者については、会議場への入室を拒否する場合があります。

4 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらの事項に違反する場合又は係員の指示に従わない場合は、退場を命ずることがあります。

- (1) 会議場内では、私語を控え、指定された席で静かに傍聴すること。
- (2) 会議における言論等に対し拍手、放歌その他の方法により公然と批評又は可否の表明、あるいは威圧的行為等をしないこと。
- (3) 会議場内では、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議場内では、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) 会議場内において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) やむを得ず会議開会后入退室を行う場合は、静かに行うこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の支障となる行為をしないこと。

5 適用

この要領は、平成 31 年 3 月 12 日の会議から適用します。